

令和 8 年

大蔵村議会会議録

第 1 回臨時会	2 月 1 2 日	開 会
	2 月 1 2 日	閉 会

大 蔵 村 議 会

令和 8 年 2 月 1 2 日（木曜日）

第 1 回 大蔵村議会臨時会会議録
(第 1 日目)

令和8年 第1回大蔵村議会臨時会会議録

令和8年2月12日（木曜日）

出席議員（10名）

1番	早坂民奈君	2番	伊藤貴之君
3番	須藤敏彦君	4番	海藤邦夫君
5番	八鍬信一君	6番	加藤忠己君
7番	佐藤雅之君	8番	斉藤光雄君
9番	鈴木君徳君	10番	佐藤勝君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	越後享君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	田部井英俊君
住民税務課長	岡部雅人君
健康福祉課長	中島輝美君
診療所事務長	
産業振興課長	若槻寛君
地域整備課長	早坂健司君
会計管理者	鳴海由紀子君
危機管理室長	
デジタル推進室長	佐藤克也君
教育課長	羽賀明美君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	佐藤信一君
--------	-------

議事日程 第1号

令和8年2月12日（木曜日） 午前10時00分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議第1号 専決処分の承認を求めるについて

令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第8号）

第 4 議第2号 専決処分の承認を求めるについて

令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第6号）

第 5 議第3号 専決処分の承認を求めるについて

令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）

第 6 議第4号 専決処分の承認を求めるについて

令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第10号）

第 7 議第5号 専決処分の承認を求めるについて

令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第11号）

第 8 議第6号 令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第12号）

第 9 議第7号 令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第7号）

第10 議第8号 令和7年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第4号）

第11 議第9号 排水ポンプ車の購入契約について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（佐藤 勝君） 皆さん、おはようございます。

雪も大分少なく、減ったようです。滝ノ沢でも60センチぐらい減りました。

2日ぐらい前、大蔵村全部を回ってみましたけれども、屋根の雪も大分少なくなって圧迫感がなくなってほっとしております。

それでは、ただいまの出席議員数は10名です。

定足数に達しておりますので、令和8年第1回大蔵村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番齊藤光雄君、9番鈴木君徳君の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（佐藤 勝君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議第1号 専決処分の承認を求めるについて

令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第8号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第3、議第1号専決処分の承認を求めるについて 令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆さん、おはようございます。

挨拶ということは別にないんですけども、この雪ですので雪関連というようなことで、若干ですけども御挨拶を兼ねて提案を申し上げたいというふうに思います。

本日、令和8年第1回大蔵村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様方におかれましては連日の猛烈な降雪、そして除排雪への対応に追われる中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

暦の上では立春を過ぎましたが、積雪は依然として多く、本格的な春の訪れが待ち遠しく感じられる今日この頃でございます。

この時期は、三寒四温と申しまして寒暖の変化が激しく、また、まだまだ厳しい寒波が襲来する時期で、予断を許さない状況はもうしばらく続きそうでございます。

さて、1月20日からの強い寒波により多くの雪が降り続けました。この事態を重く受け止め、2月2日に豪雪対策本部を設置し、2月5日には豪雪による村での初めての災害救助法の適用を受けました。断続的な降雪による道路交通の確保や屋根の雪下ろしなど、生活への影響が深刻化する事態の中、除雪体制のさらなる強化と高齢者世帯への緊急支援、そして、公共施設の安全確認に全力を挙げて取り組んでまいりました。

そういった中、先般、議会のほうで村内の道路調査、そして、除雪の状況を見ていただきました。この議会の終了後に、私に対して要望あるいは検討を要するところの指摘がなされるというふうなことを聞いてございます。村としてできることを精いっぱい頑張っている所存でございます。

さて、本臨時会は、こうした豪雪対策に伴う補正予算の専決処分の承認など9議案につきまして審議をいただきます。何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げまして御挨拶とさせていただきます。

それでは、提案理由を申し上げます。

議第1号専決処分の承認を求めるについて 令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第8号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に1億円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ55億330万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に、繰越明許費の追加につきましては、「第2表 繰越明許費補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第1号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分し

たので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第8号）

令和8年2月12日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

それでは、専第1号一般会計補正予算（第8号）の予算書の2ページをお開きください。

専第1号

令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第8号）

令和7年度大蔵村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億330万円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和8年1月13日

大蔵村長 加 藤 正 美

それでは、5ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正、追加分でございます。

2款総務費1項総務管理費、事業名が地域活性化支援事業、金額が8,205万円です。

10ページをお開きください。

歳入でございます。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金8,407万6,000円。2目民生費国庫補助金1,102万5,000円。

15款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金32万4,000円。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金457万5,000円。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

2 款総務費 1 項総務管理費 7 目地域振興費8,205万円。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費32万5,000円。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費1,102万5,000円。

次のページをお開きください。

4 款衛生費 3 項 1 目簡易水道費660万円。

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。佐藤雅之君。

○7 番（佐藤雅之君） どうもおはようございます。

今回の物価対策ということで専決処分するということで12月議会で聞いておりましたので、専決というのはどうかなと思ったんですが、結果としては他の近隣市町村の中で大変充実したものになったというように、大変村民の方も喜んでおります。

そういう中で村長が専決するに至った経過というのは、専決だったものですから聞けなかったんですが、国が示した例、例えば水道料金の無料化なんかは国が例示したものもありましたし、逆にお米券なんかは評判も悪かったのか、やらない自治体も多かったわけですが、大蔵村でもやらなかったわけですが、そういった取捨選択した過程というか村長の思いというか、その辺、どういうことでこういう案というか中身になったのかお聞かせください。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） まず、この専決処分について御理解をいただいたというふうなことで、また、いろんな形で議員からはいろんな折を見て、こんなことで大変村民が喜んでいうふうなことで、ほかの市町村からもいろんな連絡があったというようなことでお話も聞いております。そのことについて御理解をいただいたということは、まずよかったなというふうに思っています。

その中でもお話し申し上げましたけれども、まず私はこの物価高騰対策、趣旨にあったように、村民が一番使い勝手がよい、そして喜ばれるというふうなことを第一に考えたところであり、その次に、できるだけ早くこの事業を実行、実施をするというふうなことが一番大事だろうというふうなことで、もう間もなく皆様方のお手元に届くようになっております。そうすることで非常に迅速な形で実施できたというようなこと、その2点に最大限に配慮をしました。

そのことについても、本会議が終わった後、皆様方にお話ししたところ、やはり早く村民の

皆様方にそういった事業を展開してほしいというふうな議員の皆様方の御理解により、それが実施できたというようなことを改めて私のほうから感謝を申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） ほかに。2番伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 今、佐藤議員もおっしゃったように本当に充実した内容でありがたいと思っていますところでは。

それで、財源のほうを見ますと、財政調整基金からの繰入金というものもありますので、総額に対してやっぱりこうやって財調を入れるということは、村のほうで頑張ったということと認識してよろしいのですか。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） そちらについては議員お見込みのとおり、村としてもある程度の一定の支援は必要かということで財調のほうを充てております。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（佐藤 勝君） ほかにないですか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4 議第2号 専決処分の承認を求めるについて

令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第6号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第4、議第2号専決処分の承認を求めるについて 令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第2号専決処分の承認を求めるについて 令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第6号）。

この議案は、簡易水道事業会計補正予算について、収益的収入及び支出については第2条に、他会計からの補助金については第3条に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきまし

ては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 議第2号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第6号）

令和8年2月12日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

補正予算書の18ページをお開きください。

専第2号

令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第6号）

総則第1条 令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第2条につきましては、実施計画明細書で説明させていただきます。

22ページをお開きください。

令和7年度大蔵村簡易水道事業補正予算実施計画明細書、収益的収入及び支出、収入でございます。

1 款水道事業収益 1 項営業収益 1 目水道使用料660万円の減。

2 項営業外収益 2 目他会計繰入金660万円。

18ページにお戻りください。

第3条から読み上げさせていただきます。

（他会計からの補助金）

第3条 予算第9条中1億2,014万1,000円を1億2,674万1,000円に改める。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和8年1月13日

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5 議第3号 専決処分の承認を求めるについて

令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第5、議第3号専決処分の承認を求めるについて 令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第3号専決処分の承認を求めるについて 令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に8,600万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ55億8,930万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第3号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）

令和8年2月12日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

それでは、専決処分の第3号大蔵村一般会計補正予算（第9号）の予算書の2ページをお開きください。

専第 3 号

令和 7 年度大蔵村一般会計補正予算（第 9 号）

令和 7 年度大蔵村の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億8,930万円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により村長専決する。

令和 8 年 1 月 23 日

大蔵村長 加 藤 正 美

それでは 8 ページをお開きください。

歳入でございます。

15 款県支出金 3 項委託金 1 目総務費委託金 590 万円。

17 款 1 項寄附金 1 目一般寄附金 5,000 万円。

18 款繰入金 1 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金 1,990 万円の減。4 目ふるさと大蔵村応援基金繰入金 5,000 万円。

次のページをお開きください。

歳出になります。

2 款総務費 1 項総務管理費 3 目財政管理費 5,000 万円。5 目財産管理費 180 万円。6 目企画費 2,600 万円。7 目地域振興費 19 万 8,000 円。10 目情報通信基盤施設管理事業費 3,000 円。

4 項選挙費 4 目衆議院議員選挙費 749 万 9,000 円。

次のページをお開きください。

3 款民生費 2 項児童福祉費 2 目児童福祉施設費、こちらは財源内訳の変更でございます。

7 款商工費 2 項 1 目地域活性化促進費 50 万円。

10 款教育費 2 項小学校費 1 目学校管理費、こちらも財源内訳の変更でございます。

3 項中学校費、次のページをお開きください。

1 目学校管理費、こちらも財源内訳の変更でございます。

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 主に総選挙の経費なんですが、突然の総選挙ということで基本的には繰入金で見ているわけですが、これは当然、国から後から来るということはおおよそ聞いているんですが、よく言われているのは、やっぱりこの冬期間で通常よりも相当人力もそうですし、雪の問題もあって経費が増している中で、本当にそれが相当の部分が国から来るのかどうか分からないということもあるんですが、それを確保できるめどがあるのかどうかをまず聞きます。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 確かに、今、議員のおっしゃるとおり、今回の選挙、冬期間ということで590万円程度の内示は受けております。その分、今ここに一般財源159万9,000円ほどを投入しているような形になってございます。こちらについては主に除排雪経費というところでお考えいただきたいなと思っております。この除排雪経費につきましては、国のほうの選挙関係の調整費ということでございまして、これが一般の通常の除雪にかかるものなのか、それともこの投開票にかかるものなのかというのを明確にして申請しなきゃいけないというところございまして、その分若干、若干と申しますか、ある程度、経費のほうは見込みでもって上げざるを得なかったというような状況でございまして、今後、国のほうと調整して申請していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 勝君） 7番佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） その一般的なものか選挙に関わるものかを明確にしてというと、地方にまた負担を強いているような感じもして、本当は国がそういうものも含めてより性善説で考えてもらいたい部分はあると思うんですが、そういうことで大変ですねというのは感想を言ってもしょうがないですが。

あともう一つ、県支出金については、一応、金額は県のほうからは委託料として出ていますが、これがまた割増しというか、今後来る予定はあるんでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） そちらについては、こちらから実績報告ということで報告を申し上げまして、その結果によっては減額になるかもしれませんし、またその分上積みになるかもしれません。また、先ほど申し上げたように調整費のほうで上乘せという形になるというようなことを考えております。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私のほうから今の質問について、少し説明を詳しく申し上げたいというふうに思います。

まさに佐藤議員が言われたとおり、その持ち出しの部分があるというふうなこと、本来、雪の降らない時期であればそのお金は、除雪費は要らなくなるわけです。あるいはポスターを掲示する掲示板の除雪、そういった人夫賃とかは要らなくなるわけです。そういったことを、我々やっぱり雪国の町村長、いわゆる町村会、私どもは最上地方町村会、その上部団体として県の町村会、そういったことを通じながら国にしっかりと、国会議員の先生方あるいは国の幹部職員との話し合う機会がございますので、そういったことを確実に伝えて、雪国に対する配慮、そういったことをこれから要望し、そして求めてまいりたいというふうに付け加えておきます。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） ほかにないですか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6 議第4号 専決処分の承認を求めるについて

令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第10号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第6、議第4号専決処分の承認を求めるについて 令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第4号専決処分の承認を求めるについて 令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第10号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に810万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ55億9,740万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第4号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第10号）

令和8年2月12日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

それでは、専第4号大蔵村一般会計補正予算（第10号）の2ページをお開きください。

専第4号

令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第10号）

令和7年度大蔵村の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ810万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億9,740万円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和8年2月2日

大蔵村長 加 藤 正 美

それでは8ページを御覧ください。

歳入でございます。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金810万円。

次のページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費330万円。

9款1項消防費4目危機管理費480万円。

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので質疑に入ります。2番伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 独り暮らしの高齢者等の除排雪扶助費の今のところの申込みというのを教えていただきたいと思うんですけれども。

○議長（佐藤 勝君） 中島健康福祉課長。

○健康福祉課長（中島輝美君） 基本的には締切りは3月中旬までとしておりますので、今のところまだ数件という程度です。

それで、今回上限を引き上げましたので、平場のほうが3万円から6万円、山間部が4万円を8万円に上限額を引き上げております。

問合せ等ありますけれども、現段階で請求者は数件といったところです。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 2番伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 問題として、やっぱり雪下ろしできないというところが主立ったところかなと。内容も見えますと、やっぱりある程度業者かな、それから保険が掛かっている人に対して頼むという。そういうことで、例えば、雪降ったら毎日除雪してけるや、家の前でいいさげってよというような人に対しても、やっぱり1日何ぼかずつお金がかかっているわけですから、そういうことに対してはこれは対象になるんでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 中島健康福祉課長。

○健康福祉課長（中島輝美君） あくまでもこれは上限額ですので、親戚じゃない方に頼んだ場合は、そこは人件費ということで該当になる旨は通知は出しております。

○議長（佐藤 勝君） 2番伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） これは質問ではないんですけれども、我々もそうやって高齢者に対して使える制度があっさげってないうように、広く頒布していきますのでよろしくお願いします。

すみません、業者でなくてもよろしい、親戚でなくてもよろしい、もう一度そこら辺を教えてくださいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 中島健康福祉課長。

○健康福祉課長（中島輝美君） 基本的に条件はこれまでどおり変わっていません。親戚じゃない方に、業者を使わなくてもこちらの場合は支給対象となっております。（「分かりました」の声あり）

○議長（佐藤 勝君） ほかにないですか。8番斉藤光雄君。

○8番（斉藤光雄君） それに関連する質問なんですけれども、独り暮らしの高齢者の扶助費ですけれども、例年どおり非課税世帯という考えでよろしいわけですか。扶助費は分かるんですけれども、所得税ゼロというに限られてきますよね。やはり、それを必要とする人間がかなりいるわけなんですよね。毎年毎年、年も取っていく。そして家も込み合っている清水、合海等なんかでは、ほかの郊外と違って投げ放題という土地ではないわけです、やっぱり。だからその辺も少し考慮すべきなんじゃないかなと。やはり何だかんだ言ってゼロとなればもらうことはもらえない、やはり年金も高くてももらえないと何しに大蔵村に住んでいるんだと。また、何で大蔵村に移って来たのかなという人もいますものですから、やはり毎年毎年ゼロということは分かっているんですけれども、その辺のことをやはり少し考える時期に来ているんじゃないかなと私は思います。例えば、国からもらっている補助金の中でこういう形で支給しなさいよということであるとは思いますが、その辺の少し考え方を一歩考えるべきなんじゃないかなと思いますので、その辺についてちょっと御見解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 中島健康福祉課長。

○健康福祉課長（中島輝美君） この独り暮らしの高齢者等は条件は変わらないんですが、その他一般の方については、今回、危機管理費の豪雪対策の除排雪事業補助金という形で出しております。

議員おっしゃるとおり、なかなか大変厳しい段階で、独り暮らし高齢者世帯だけの世帯も人口は減っているんですが、そこら辺は現状維持の数字となっておりますので、基本的にはこれは国からの補助とかはありません。ないので、持ち出しの部分でどこまで拡大できるかというのは今後検討していきたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 8番斉藤光雄君。

○8番（斉藤光雄君） やはり持ち出しの部分が多いということですので、ぜひ執行部の中でも村民のことを考えて検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 勝君） ほかにないですか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 7 議第 5 号 専決処分の承認を求めるについて

令和 7 年度大蔵村一般会計補正予算（第 11 号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第 7、議第 5 号専決処分の承認を求めるについて 令和 7 年度大蔵村一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第 5 号専決処分の承認を求めるについて 令和 7 年度大蔵村一般会計補正予算（第11号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に220万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ55億9,960万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第 1 表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第 5 号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和 7 年度大蔵村一般会計補正予算（第11号）

令和 8 年 2 月12日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

それでは、専第 5 号大蔵村一般会計補正予算（第11号）の予算書をお開きください。2 ページでございます。

令和 7 年度大蔵村の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億9,960万円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項

の規定により村長専決する。

令和8年2月6日

大蔵村長 加藤 正 美

それでは8ページをお開きください。

歳入になります。

14款国庫支出金1項国庫負担金3目消防費国庫負担金220万円。

次のページをお開きください。

9款1項消防費4目危機管理費220万円。

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので質疑に入ります。7番佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） ちょっとあまのじゃくのような質問になってしまうんですが、今回、災害救助法が適用されたと。これは被害はないにこしたことはないんですが、適用になるということは安心につながると思うんです。ただ、今朝も配られたこのペーパーを見ますと、要件が非常に厳しくて、国の要件なので村でどうこうは直接は言えないと思うんですが、例えば県内に親族がいる場合は対象外と。でも、最上郡区というのは山形県の中心部ではないわけなので、秋田のほうにいればいいけれども置賜のほうにいれば駄目なんていうのはちょっと非合理的な感じもするんですね。それで、こういうふうに指定されるというのは村も申請なり手を挙げたから県のほうも入って指定をしたという形なんではないでしょうか。つまり、村が一応手を挙げたという形になっているんでしょうか。まずここをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） それでは今の質問にお答えします。

県のほうで、災害救助法の適用の申請を行いますかという打診が来ます。その打診が来た段階でうちのほうの村長以下三役と協議しまして、うちのほうでは申請するという事で、課長会も合わせて対策本部を開きまして、その中で決めて県のほうに御解答したということでございます。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 7番佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） ここがあまのじゃくみたいな質問なんですが、結果オーライで、これからあまり雪降らないかもしれないので、もし本当に降った場合はこれも大切な制度になりますし、1回断っちゃうと、大蔵村は断ったので次に本当に、狼少年じゃないですけども、本当

に大変なときに断ったよねという悪い実績で取られてしまうから、お付き合いでもあったのかもしれませんが、逆にこれによって村の制度がある程度充実している中でこれに手を取られたら、職員のほうがかえって大変だったのではないかなという、ちょっと詮索もしてしまうんですよね。災害救助法が適用されれば、本当であればこれは大事な制度ですけれども、かえっていろんな、選挙もある、何もある、かにもある中で、こういったことに職員がかえって時間を取られたという事実もあるのではないかと。これは結果論なので、たまたま今後雪があまり降らなかった場合は、それはよかったねという話で安全対策でもあるんでしょうけれども、他方で半分無用な仕事を職員に負わせるような側面、答えづらいでしょうけれども、客観的に見てそういう側面はあるのかないのか。村長、あれば教えてください。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） まず、佐藤議員からは職員の働き方改革も含めて、そういった視点から無用な働きというんでしょうか、労働を強制するようなことは好ましくないんじゃないかというようなことも含めて、今、質問をいただいたと思っています。その辺はやっぱり私もそういうふうに思います。

ただ、私ども大蔵村役場職員としては一番大事な仕事として、私はいつもいろんなところで申し上げていることなんですけれども、大蔵村民、住民の生活、安心・安全にできる、これを一番のメインとして考えてございます。そういったときにやっぱり限られた予算の中でというふうになりますと、なかなか大変な面も出てきます。そういったことで、国がそういったことについて支援をしてくださるということであれば、できるだけ国のお金で村民の安心・安全を守っていくべきだろうというふうに考えてございます。

そういったことで職員の負担は別としまして、第一番に村民の安心・安全を担保していく、そのところをメインとして考えました。そして、そのお金を、やっぱりお金の価値観、それを大事にするというふうなことも含めて職員にお願いをしまして、ですからさっき私ちょっと注意を入れたんですけれども、私、三役の意向だけではなくて、豪雪対策本部の中の委員でございます各課長さん方に確認をして、これでよろしいですねというようなことで内容を吟味した上で、なおかつゴーサインを皆さんからいただいたので、その日ちょうど午後3時までの期限だったんですけれども、私どもは9時から豪雪対策本部を開始したものですから、その課長会、豪雪対策本部会議終わるとすぐその足で申込みをしていただきました。ですから10時ちょっと過ぎぐらいの形の中で、県のほうには申込みをしたというふうに私は思っております。

そういうことですので、いろんな思いはあると思うんですけれども、最初にあまのじゃくと

というようなことを前置きしながら佐藤議員からお話しいただきましたけれども、考えようによってはそうなるかもしれません。ですけれども、上にある、あるいは根底にあるものは住民の安心・安全を担保するんだというふうなことから始まっていることですので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8 議第6号 令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第12号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第8、議第6号令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第6号令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第12号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に1億8,100万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ57億8,060万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは補正予算書の2ページを御覧ください。

議第6号令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第12号）。

令和7年度大蔵村の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億8,060万円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

それでは 8 ページをお開きください。

歳入でございます。

18 款繰入金 1 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金 1 億 8,100 万円。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

2 款総務費 1 項総務管理費 5 目財産管理費 300 万円。

3 款民生費 2 項児童福祉費 2 目児童福祉施設費 39 万 2,000 円。

4 款衛生費 3 項 1 目簡易水道費 67 万 8,000 円。

7 款 1 項商工費 4 目スキー場管理費 50 万円。

次のページをお開きください。

2 項 1 目地域活性化促進費 50 万円。

8 款土木費 2 項道路橋梁費 2 目道路維持費 1 億 7,000 万円。

5 項下水道費 1 目特定環境保全公共下水道費 66 万円。

10 款教育費 2 項小学校費 1 目学校管理費 41 万 9,000 円。

次のページをお開きください。

3 項中学校費 1 目学校管理費 87 万 1,000 円。

4 項社会教育費 2 目公民館費 48 万円。 3 目生涯学習センター管理費 50 万円。

11 款災害復旧費 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費 300 万円。

それでは 2 ページにお戻りください。

令和 8 年 2 月 12 日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので質疑に入ります。2 番伊藤貴之君。

○2 番（伊藤貴之君） やはりこの財源が全て財政調整基金からの繰り出しということで、雪国でありますから、本当に除雪費がかかってしまうのはしょうがないことですが、やっぱりこれは中央にしっかり言うべきであり、それで、その分のやっぱりお金をしっかりもらわなければならないのではないかなと思いますので、その辺についての見解をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） まさに今、伊藤議員から御指摘あったとおり、我々首長あるいは議員の皆様方と色々な協力をしながら、例えば大蔵村においては私と議長、そして議員の皆様方と一緒に中央要望、もちろんそれも大事でございます。そのほかにも最上地方町村会として、そして県の町村会としてそういった積上げが何よりも大事なものだというふうに思っております。

そういった中で、先ほど佐藤議員からも質問ありました災害救助法というような形で最上管内の8市町村、さらに管外ですけれども尾花沢市、大石田町、それから小国町というふうなことで、11市町村が今回の災害救助法に該当するというふうなことで国のほうで認めていただきました。その後の雪交付金とかいろいろな形での補助金に大きくつながってまいります。そういったことで、先ほど佐藤議員からも御指摘ありましたけれども、義理で手を挙げたのではなくて今後いろいろな活動をしていく上で、そういうふうな実績なり経過があったということをしつかり国に把握していただくことが大事かというふうに思っています。

そのほかにも例年ベースで私ども市町村単位、山形県の雪対策協議会、そして全国の雪対策協議会の中で都合がつく範囲内で、できるだけ上京しながら大蔵村、特に大蔵村は山形県の中でも豪雪地帯というふうなことで豪雪の村としても有名でございますし、そういった負の遺産ではありますけれども、それを観光にも十分に使ってはいます。そういったことで雪に対する助成、補助金あるいは支援というふうなことをいろいろな角度からお願いをしてくれているわけです。

まさに今、伊藤議員がおっしゃったとおり、私なりに努力もしていますし、議員の皆様方からもそういうふうな形で一生懸命協力していただいて、御理解をしていただいて、行動を共にしながら中央に訴えてまいりたいというふうに思っています。よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 5番八鍬信一君。

○5番（八鍬信一君） 今回の豪雪については、まれに見る積雪量だと思っています。

それで、昨年度は大体2億五、六千万円という話を聞いていますけれども、今回あくまでも予想ですけれども、最終的に除排雪の委託料というのはどのくらいになるものかということをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 補正予算のほうでも計上させていただいております。最終的に

は3億円ほどを見込んでおります。

ただ、1月に多くの雪が降ったものですから、稼働状況につきましても増えております。昨年度と比較しまして、平場で言いますと、実績ですけれども21日稼働のアワーメーターで190時間を超えております。昨年は11日稼働の90時間というふうなことでするので、昨年の倍以上動いているというふうなことでございます。それも加味しまして3億円ほどになるのではないのかというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 八鍬信一君。

○5番（八鍬信一君） この雨とこの後3日ぐらい天気がよくなる予定ですが、量的には沈むと思うんですが、ただ、沈んでもかなり固い雪になってしまうんですね。前にちょっと聞いたことがあるんですが、作業者によると、やっぱり機械作業といえども時間がかかることと運ぶ量もかなり重いので多くなるというような話でした。これで、この補正で済めばいいんですが、さらなる出費もあるかなと思います。この辺勘案しての今のお話でしょうか。

それと、今回選挙でありまして、ちょうど加藤代議員にも見てもらいました。この異常なる雪なので、やっぱりそれは国のほうでも今回手厚い支援をしていただきたいというお話をしますから、費用的にも大変であれば我々もやっぱり検討しなければと思っています。その辺ひとつよろしくをお願いします。

○議長（佐藤 勝君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 今の御意見の中で、排雪のほうも含まれていたかと思われます。排雪につきましては一番多い年で1億5,000万円ほどかかっておりまして、除雪につきましては1億1,000万円ほどになっております。でするので、両方が合わさって2億6,000万円というふうにはなりませんので、例年は2億5,000万円というふうなことで多い年になっております。

排雪につきましても極力、今の状況ですと、ロータリー除雪車で堆雪できない場所などを主に排雪しておりまして、これから融雪期に入りまして雪がどれくらい沈むかによりましてまた違いますし、せいぜい排雪につきましては例年と同じぐらい、1億5,000万円ほどというふうなことで考えておりますので、それと併せまして除雪につきましては1億1,000万円です。今までのマックスになっておりますので、その1.3倍を超えるぐらいということであれば1億5,000万円ほどで支出を抑えられるのではないのかというふうに考えて今回予算を計上したところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） ほかにないですか。1 番早坂民奈君。

○1 番（早坂民奈君） 基本的なことなんですけれども、今、除排雪やっていますよね。それで今日ちょうど通ったときに、いおりのところの十字路、ようやく排雪になっていました。なんでここ、こんなに遅いのかなと思っていたんですよね。みんな不満で、ここ危なくて、人も車道を歩いている方もいたものだから、あの狭いところすごく不安だなと感じていて、それなのに全然関係のないところを早めにもう排雪なさっているんですよ。この優先順位というのはどういうふうな感じで決めていらっしゃるんですか。

○議長（佐藤 勝君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 今、早坂議員がおっしゃったのは国道のほうというふうなことで県の管轄になろうかと思いますが、除排雪の際に関しましては、まるっきり関係のない場所を早くしているわけではなくて、例えば先ほど申し上げたとおり、ロータリー除雪車で飛ばせない、飛ばせなくなった高く積み上がったところに関しては早めには早めにはしていると思われます。それと併せまして、今年は雪が連日降り積もったものですから、路盤の盤を取る作業ですとか狭くなっている箇所というようなことで、県のほうに私どものほうでも要望しております。

その優先順位については県のほうで決めておるんですが、私どものほうでは白須賀とか赤松の、例えばですけれども、消雪で消えなくなって道路幅が狭くなったとか、そういうふうなところですか、もちろん国道のほうも行っておりますので回り切れないというふうなことで遅くなっているかと思われます。

以上でございます。

○議長（佐藤 勝君） 1 番早坂民奈君。

○1 番（早坂民奈君） 今のお答えは分かるんですけれども、やはりどうしても一番通るところが国道ですよね。白須賀のほうは県道に合流した感じでそれなりに車の通行量はぐっと減っているんですけれども、これはやっぱりちょっと村のほうから、ここはまず最優先にして除雪してほしいというところ、主要道路と言ったらおかしいんですけれども、そういうのは県の考えではまだここはいいよというのじゃなくて、村からお願いする場合も可能なんではないでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） そちらのほうにつきましては議員がおっしゃるとおり、村のほうからも早めにはしていただきたいというようなことで御連絡している箇所もございます。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 1 番早坂民奈君。

○1 番（早坂民奈君） そのお答えをいただきましたので、とにかくあの国道、特に本当にあそこの十字路、いつになったらと思って、大分もう 1 か月くらいあの状態だったので、今日通ってきて、ようやく排雪になったなと思って安心しております。これからいろいろな地点を見ていただいて除排雪よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） ほかにないですか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議第 7 号 令和 7 年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第 7 号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第 9、議第 7 号令和 7 年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第 7 号令和 7 年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第 7 号）。

この議案は、簡易水道事業会計補正予算について、収益的收入及び支出については第 2 条に、他会計からの補助金については第 3 条に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 補正予算書の 18 ページをお開きください。

議第 7 号令和 7 年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第 7 号）

総則第 1 条 令和 7 年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条につきましては、実施計画明細書で説明させていただきます。

24 ページをお開きください。

令和 7 年度大蔵村簡易水道事業補正予算実施計画明細書、収益的收入及び支出、収入でござ

います。

1 款水道事業収益 2 項営業外収益 2 目他会計繰入金67万8,000円。

支出でございます。

1 款水道事業費用 1 項営業費用 2 目配水及び給水費67万8,000円。

18ページにお戻りください。

第3条から読み上げさせていただきます。

他会計からの補助金。

第3条 予算第9条中 1 億2,674万1,000円を 1 億2,741万9,000円に改める。

令和8年2月12日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第8号 令和7年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第10、議第8号令和7年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第8号令和7年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第4号）。

この議案は、下水道事業会計歳入歳出補正予算について、収益的収入及び支出については第2条に、他会計からの補助金については第4条に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 補正予算書の28ページをお開きください。

議第 8 号令和 7 年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第 4 号）

総則第 1 条 令和 7 年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条につきましては、実施計画明細書で説明させていただきます。

34 ページをお開きください。

令和 7 年度大蔵村下水道事業補正予算実施計画明細書、収益的収入及び支出、収入でございます。

1 款下水道事業収益 2 項営業外収益 2 目他会計繰入金 66 万円。

支出でございます。

1 款下水道事業費用 1 項営業費用 3 目処理場費 66 万円。

28 ページにお戻りください。

第 3 条から読み上げさせていただきます。

他会計からの補助金。

第 3 条 予算第 9 条中 1 億 2,533 万 4,000 円を 1 億 2,599 万 4,000 円に改める。

令和 8 年 2 月 12 日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議第 9 号 排水ポンプ車の購入契約について

○議長（佐藤 勝君） 日程第 11、議第 9 号排水ポンプ車の購入契約についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第 9 号排水ポンプ車の購入契約について。

この議案は、去る令和8年1月29日に入札を執行した結果、新庄市大字金沢字中関谷737－6、株式会社南東北クボタ新庄営業所所長國分祐也と、排水ポンプ車の購入に係る仮契約を行ったものでございます。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第9号排水ポンプ車の購入契約について。

次のとおり排水ポンプ車の購入契約をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 排水ポンプ車1台の購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 4,719万円
- 4 契約の相手方 山形県新庄市大字金沢字中関屋737－6
株式会社南東北クボタ新庄営業所
所長 國分 祐也

令和8年2月12日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。4番海藤邦夫君。

○4番（海藤邦夫君） このポンプ車なんですけれども、能力がどのぐらいあるのか、それが一番ちょっと肝腎なところなんですけれども、まず学校のプールありますね。今はないですけれども、あのプールを何分ぐらいで排水できるか、その能力をちょっと確認したいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 今の小学校のプールの容量を存じ上げませんので何とも言えませんが、この仕様書の添付資料の総排水量にございますとおり、1分間で約30立米の排水量でございます。今それを調べた方がいましたので……、約10分ぐらいであのプールの水を排出できるぐらいの能力だそうでございます。

ポンプの台数は4台でございます。ポンプの内容としては、8トン車に4台のポンプがつけます。そのポンプを稼働する発電機ももちろんつきますが、その総排水量が1分間に30立米と

ということになりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 4 番海藤邦夫君。

○4 番（海藤邦夫君） 1 分間に30立米と言っていますけれども、ちょっと分からないんですけども、やっぱり内水の問題でしょうけれども、前のポンプもあると思いますけれども、それで間に合うじゃないですけれども、やっぱり一番大事なのは、そこに設置されていることが一番大事だと思うんですけども、金額的にもちょっとこれ今までやってきたとおりでできない、設置する場合はできないと思いますけれども、設置する計画というか、それはないんですか、これからの計画というか。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 設置する計画というあれがちょっと分からないんですけども、質問を察するに、今回購入しようとしている車両の規模なんですけれども、今、最上広域で配備しているポンプ車と同等のものでございます。ただ、この能力が実際の災害のときにどのぐらいの効果を発揮するかということとはちょっとなかなか見えないところもございますが、いわゆる今、広域で3台配備しているものと同等のポンプ車を村でも配備するというところでございますので……、すみませんけれども、私の情報以外にも、副村長に発言してもらってもいいですか。

私的には、升玉のほうに広域のポンプ車が設置されているんですけども、それと同等のものというふうに思っておりましたが、違うかもしれないというふうな指示をいただきましたので、後ほどその説明を、申し訳ありませんが行いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤 勝君） 海藤君はそれでいいですか。

○4 番（海藤邦夫君） はい。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私から補足説明をさせていただきます。

今、海藤議員がおっしゃるのは、あそこのところに、清水、合海のちょうど境界に当たるんですかね、あやめ公園の辺りにポンプ場を設置するというような最初の考え方から変わったと。それで足りるのかというふうなことですけれども、例えばどんなものを設置しようとも、それで確実に大丈夫なのかということとは言えないというふうに思います。

ただ、今回購入したのは4台ついているということで、私も聞いている中では広域で配備しているよりもかなり大きいというようなこと。それに、自分たちの機械、いわゆる大蔵村の機

械でありますと、もう洪水が予想されるあるいは内水がこれから出てくるだろうというふうな予想される時点からもう揚げられます。そういうことで、いっぱいになったものを揚げるのではなくて、もう豪雨になった時点であそこの用水路から水路から来た水をあの時点で揚げるわけですから、かなりいっぱいになるまでは時間が経過するというようなことで、私は予防措置的なものですごく効果が出るんじゃないかなと思っています。

それで、なぜ排水機場からポンプ車に変わったのかというと、大蔵村、あそこだけではありません、内水については。例えば川についてもいろいろあるわけですから、例えばこの清水、合海地区が内水がならなくとも別の地区でなる場合もあります。それで広域のポンプも準備してありますけれども、8市町村に4台が設置されまして、それを共有で使っています。確かに大蔵村に1つ配備されていますけれども、それは大蔵村専用ではありません。ですから要望があれば大蔵村から戸沢村にも行かなくちゃならない、新庄市にも行かなくちゃいけないというふうなものであります。そういうことで大蔵村専用に使えということですよ。そういうことの利便性。それから、例えば赤松で以前ありました、内水がですね。そういうことの場合も使えます。

用途はやはり必ずしも住宅でなくても農地でも使えるということですよ。広域の場合はできれば農地にはあまり使わないで、住宅とかそういうふうに水上がりのおそれがある場合は使うようにというふうなこと、申合せがございます。

そういうことの制限もありますので、大蔵村の機械であればそういったいろんないい点がたくさんあるというふうなことで、ぜひまずポンプ車の導入を考えてみましょうと。

それから今回、今、海藤議員もおっしゃっていましたが、このとおり4,719万円というふうなことでありましたけれども本来は8,300万円の価格でございます。それを入札で半分ぐらいまで落ちたものですから非常に喜んでいるところであります。ただ、これは皆さん御存じのとおり、緊自債というふうな国の補助金があるお金を活用するわけですので、全額起債ができて、そのほかに7割還元できるというふうなものでありますので、村にとっても非常に使い勝手のいいお金、補助金制度であります。そういったものを活用しながら、今度はもしこれが効果抜群であれば、これからのいろんな豪雨災害でもし必要とあれば、もう1台追加することもできる。それから他の地域でも使えるというふうな利便性を生かしていきたいということで、ポンプ車に変わったということで御理解をいただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 8 番 齊藤光雄君。

○8番（斉藤光雄君）　今、村長に答弁いただきましたけれども、ポンプ車が入るのはいいんですけれども、私9月の一般質問をしたときにも、これを買う決め手になったのは、庁舎の近隣の方に説明もあるだろうと、まだ座談会等も実施されていないような感じですので、やはり今村長が答弁したように、やはりそのような効果があるんだということを近隣住民にもやっぱり話すべきなんじゃないかなと私は思います。それで、やはり安心・安全と先ほどから村長言われていますけれども、そういうことをやはり前提にして、説明に逆に歩いていただきたいか、これから座談会を開いていただくか、そういうことをまず実施していただいて安心につなげていただきたいなと思います。

それと、今回低落で買ったのはいいけれども、実際、精度とかそういうのは落ちるんじゃないかなと。それはないとは思いますが、あまりにも低落で除雪機もそんな感じもありますので、やはりその辺もちょっと留意しながら考えていかなきゃならないんじゃないかなと。

あともう一点、広域とか国交省で使っている排水車と、まず同等のものの会社なんですか。そしてクボタが自製の会社なんですか。ちょっとその辺お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤　勝君）　加藤村長。

○村長（加藤正美君）　住民説明というふうなことで、今、斉藤議員のほうからお話しございました。

ただ、その前提として、斉藤議員にもあるいは全議員にも私は再三申し上げておりますけれども、庁舎を建設したからあそこに水が増えるわけではありません。そこだけ分かってくださいね。それは変わらないわけですから。逆に水路を整備したりいろんなことをして、今までよりは逆に水が分散して、そのまま何も設置をしなくとも前よりはよくなるはずであります。そのことを御理解いただきたい。

ただ、住民に対してそういうふうなことをしっかりと説明していくということは責任があるでしょうから、それはやぶさかではないというふうに思っています。地元と調整しながら、必要であれば担当あるいはそれ以上に必要であれば私が行ってきっちり説明をしてまいりたいというふうに思っております。

2つ目でございます。

その低落で買ったのはいいんですけれども、その機械そのものがきっちりした品物なのかということでもありますけれども、荏原とそれからクボタ、もちろん日本を代表する2つの大きな揚水機の生産をしているというふうな会社でございますので、その辺は心配ないというふうに私も考えてございます。いろんなところに聞きましたけれどもお互いに取りれるところでは取

っているというふうなことでございますので間違いがないということ。

ただ、まだ使ってもみもしないわけですから、それについては一応向こうの説明に、私どもそれを信用して契約をしたということにしかすぎないわけでありますけれども、天下のクボタさんであります。そんな品質なり性能を曲げた形でカタログもそういったものも作っていないと思いますので、それは信頼できるのかと思っています。

ということでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

○議長（佐藤 勝君） 斉藤光雄君。

○8番（斉藤光雄君） 排水ポンプ車を購入して配置場所はまずこの格納庫ですね、これはどこになるのか。やはりどのような形で村の内水状況が発生したときに、どこに置けばいいのか、委託して考えているのか。そして、あとやっぱりここにスタッドレスタイヤということになっていますので、やはりオールシーズンのことを考えて、このスタッドレスタイヤを装備しながらやっているのかということになっていると思いますので、やはり災害はいつ来るか分からないわけです。やはりその点検とかやっぱり委託のやり方とかそういうのはどのように考えて、どの場所を格納庫として考えているのか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、斉藤議員から言われたことは、これからしっかりと検討してまいりたいと思います。

ただ、私の腹案といいますか思いとしては、冬の間はほとんど排水ポンプ車は使わないということで、冬は比良稻沢のところにあります除雪格納庫、あそこで冬は越せるんじゃないかなと思っています。夏は逆にいろんなところで使うというようなことで、庁舎建設もあり、あるいはこの車庫もありというふうなことで、いろんなところに格納はできるというふうに思っています。これはあくまで私の私見です。思いであります。

そういったことで今、斉藤議員から言われたこと、当然スタッドレスタイヤのこともあり、いろんな管理規程、もちろんこれは業者に委託することになろうかと思っています。広域の排水ポンプ車と同じように管理をしていただく、それに関してのこれから入札、そういったものも出てきようかと思っています。その都度しっかりと検討しながら、その結果について議員の皆様方にしっかりお知らせをする。そして、それを全村民に広報なりいろんな広告、知っていただく手段を講じてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） ほかにないですか。八鍬信一君。

○5番（八鍬信一君） 本件の入札内容ですね、業者と。それと、この本体車両のメーカーと車種は何ですか、伺います。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 車種とかメーカーを今質問されましたが、仕様書のほうではそのメーカーの指定をやっておりません。あくまでも諸元的に性能としてのものを仕様書として設計書として、それが仕様書として入札しておりますので、どういう車両が配備されるか、どこのメーカーのものが配備されるかはこれから納入前に、今月ぐらいか来月ぐらいには来ると思うんですけれども、こういうものをその落札した会社で設定して納入しますよという諸元の詳しい表が来ますので、それをもってメーカーのほうに分かるというふうに考えております。ですので今のところどの車両になる、どこのメーカーの車両になる、どこのメーカーのポンプになるというのはちょっとお答えできかねるというところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 入札につきましては1月29日に入札のほうを執行しております。

それで2者、南東北クボタ新庄営業所さんと、あと荏原製作所さんのほうを指名しまして、クボタさんのほうが落札したということでございます。

以上です。

○5番（八鍬信一君） すみません、何製作所。

○総務課長（田部井英俊君） 荏原製作所です。

○議長（佐藤 勝君） 八鍬信一君。

○5番（八鍬信一君） メーカーも車種も分からない本体は何者かという感じなんですけれども、これ車の本体についてもかなりの差額があると思います。一般的に乗っている乗用車でもそうでしょう。同じ排気量といえどもいろんな車種によっては価格差がかなり大きいと思うんですよ。これが分からないでその見積りあったんでしょうけれども、その見積り内容についてもそういう車種関係は入っていないんですか。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 車種のほうにつきましては、その落札した業者が決定しますので、私どもからは、先ほど室長のほうからもお話がありましたように指定はしません。基本的に車の性能ということで入札したほうが良いというふうな指導も過去にはありましたので、そのような形を取らせていただいております。

あと見積りの金額には、その車種の分という形では入札価格は出ておりませんので、その辺御理解のほうをよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤 勝君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和8年第1回大蔵村議会臨時会を閉会いたします。

御審議、誠に御苦労さまでした。

午前11時29分 閉会

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員